



# 島根県報

平成30年4月10日（火）

第2,995号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

島根県及び松江市における保健所の共同設置	(健康福祉総務課)	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(       "       )	4
漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生	(水 産 課)	4
小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間	(       "       )	4

### 【公 告】

都市計画変更の図書の縦覧	(都 市 計 画 課)	4
--------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

島根県立中央病院におけるレブラミドカプセル5ミリグラムの購入に係る一般競争入札の実施	(病 院 局)	5
--	---------	---

### 【正 誤】

平成30年3月27日付け島根県報第2,991号中	(森 林 整 備 課)	7
--------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第270号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、次のとおり規約を定め、松江市と共同して、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を設置したので、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により告示する。

平成30年 4 月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**保健所共同設置規約****(設置)**

第1条 島根県及び松江市（以下「**県市**」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定に基づき、共同して、地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条第1項に規定する保健所を設置するものとする。

**(名称)**

第2条 前条に規定する保健所は、松江市・島根県共同設置松江保健所（以下「**松江保健所**」という。）という。

**(執務場所及び所管区域)**

第3条 松江保健所の執務場所は、松江市東津田町1741番地3とする。

2 松江保健所の所管区域は、松江市及び安来市とする。

**(職員の選任方法)**

第4条 松江保健所の職員は、島根県知事（以下「**知事**」という。）及び松江市長が協議により定めた県市の職員について、松江市長（以下「**代表団体の長**」という。）がこれを選任する。

2 代表団体の長は、松江保健所の職員に欠員が生じたときは、速やかに、その旨を知事に通知するとともに、前項の規定により後任者を選任する。

3 松江保健所の職員の定数は、知事及び代表団体の長の協議により決定する。

4 代表団体の長は、第1項及び第2項の規定により松江保健所の職員を選任した場合は、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

**(職員の給与の取扱い)**

第5条 松江保健所の職員の給与は、前条第1項の規定による選任時に当該職員が属する地方公共団体の条例の規定に基づき支給される額を、松江市（以下「**代表団体**」という。）が支給する。ただし、松江保健所の職員であって、前条第1項の選任前から引き続き島根県職員の身分を持つ職員に対する給与の支給については、知事及び代表団体の長が協議して定める。

**(負担金)**

第6条 松江保健所に関する経費は県市が負担し、当該負担すべき額は、知事及び代表団体の長の協議により定める。

2 島根県は、前項の規定による負担金を代表団体に交付しなければならない。

3 前項に規定する負担金の交付の時期は、知事及び代表団体の長が協議して定める。

**(特定の事務に要する経費)**

第7条 県市のうち、特定の地方公共団体が専ら当該地方公共団体のために松江保健所をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該地方公共団体は、これに要する経費を負担する。

**(予算)**

第8条 松江保健所で徴収する手数料その他の収入は、代表団体の収入とし、代表団体の歳入歳出予算に計上する。

2 松江保健所に関する経費は、代表団体の歳入歳出予算に計上する。

**(決算)**

第9条 代表団体の長は、松江保健所に関する決算を代表団体の議会の認定に付したときは、当該決算を知事に報告しなければならない。

(県市の諸規程)

第10条 松江保健所に関する条例、規則その他の規程については、県市は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程)

第11条 県市は、松江保健所の職員の給与及び旅費の額並びにその支給方法その他職員の身分取扱いに関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合においては、あらかじめ知事及び代表団体の長が協議しなければならない。

(職員の懲戒処分等)

第12条 代表団体の長は、第4条第1項の規定による選任時において島根県職員であった松江保健所の職員の懲戒処分をするとき、及びその退職につき承認を与えるときは、あらかじめ知事と協議しなければならない。

(感染症診査協議会)

第13条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第1項に基づき設置する感染症の診査に関する協議会は、松江保健所及び島根県隠岐保健所の所管区域について所管する。

(補則)

第14条 この規約に定めるものを除くほか、松江保健所に関し必要な事項は、知事及び代表団体の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、代表団体に係る地方自治法第252条の22第1項の規定による中核市の指定の日から施行する。

(検討)

2 県市は、共同設置の実施状況及び在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

### 島根県告示第271号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社 HA MADAグループ	兵庫県伊丹市大鹿4-73-201	地域密着型通所介護	さくらデイサービス	松江市大庭町1808-10	平成29年10月13日

### 島根県告示第272号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人可部大文	短期入所生活介護	短期入所事業所 くざ	浜田市金城町久佐イ560-	平成30年4月1日

字会		の里	1	
----	--	----	---	--

## 島根県告示第273号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝口善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
公益社団法人益田市医師会	短期入所療養介護	介護老人保健施設くさき苑	益田市遠田町1956番地8	平成30年4月1日
	介護予防短期入所療養介護			

## 島根県告示第274号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 平田市加入区（漁業協同組合 J F しまね）
- 2 御津加入区（漁業協同組合 J F しまね）

## 島根県告示第275号

島根県漁業調整規則（昭和40年島根県規則第53号）第8条第2項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業（手繰第二種漁業（えびびき網漁業））の許可又は起業の認可の申請期間を、平成30年4月13日から平成30年4月19日までと定めたので、同規則第8条第3項（第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝口善兵衛

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成30年4月10日

島根県知事 溝口善兵衛

- 1 都市計画の種類

津和野都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

鹿足郡津和野町後田

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成30年 4月10日

島根県立中央病院病院長 小 阪 真 二

1 調達内容

(1) 医薬品名、規格・包装及び予定数量

レブラミドカプセル5mg、PTP40カプセル、117箱

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成30年 5月22日から平成31年 3月31日まで

(4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

(5) 入札方法

ア 入札金額については、納入に要する一切の費用を織り込んだ上で(1)の医薬品それぞれの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「7薬品類」、中分類「(1)医療薬品」に登録された者であること。

(4) 島根県が行う物品の売買、借入等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(6) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づき、医薬品販売業の許可を受けた者であること。

(7) 本公告に示した医薬品を納入することができることを証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1  
島根県立中央病院事務局経営部業務課  
電話0853-30-6431
  - (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法  
平成30年4月10日から同月20日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜、日曜及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。
  - (3) 入札説明会  
実施しない。
  - (4) 入札書の受領期限  
平成30年5月21日 13時（郵送の場合は書留郵便とし、平成30年5月21日12時までに到着していること。）
  - (5) 開札の日時及び場所
    - ア 日時  
平成30年5月21日 13時
    - イ 場所  
島根県立中央病院 3階 会議室1
- 4 その他
- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
入札者が見積もった契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
  - (3) 契約保証金  
契約金額（契約期間に係る総支払予定金額）の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は、免除する。  
なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求められることがある。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
  - (5) 入札執行の取りやめ又は延期  
不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天変地異その他やむを得ない事由が生じたときは、島根県病院局財務規程第95条第1項の規定により当該入札を取りやめ、又は延期することがある。
  - (6) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき又は島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
  - (7) 契約書作成の要否  
要する。
  - (8) 落札者の決定方法  
島根県病院局財務規程第96条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
  - (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

(10) 調査協力

島根県が、この契約に係る県の会計処理の適正を期するため、この契約の処理の状況に関する調査への協力を要請した場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度の翌年度から5年間は同様とする。

(11) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be purchased :

Revlimid Capsules 5 mg , PTP 40 capsules , 117 package

(2) Time Limit of Tender : 13 : 00 21 May 2018 (Bids by Post must be received by 12 : 00 on May 21 2018)

(3) Please tender all information to : Shimane Prefectural Central Hospital, 4 - 1 - 1 Himebara Izumo-shi, Shimane-ken, 693-8555 Japan

Tel 0853-30-6431

## 正 誤

平成30年3月27日付け島根県報第2,991号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
6	島根県告示第177号中	益田市戸田町イ1241	益田市戸田町イ1241 (次の図に示す部分に限る。)
7	島根県告示第177号中	3 解除の理由 指定理由の消滅	3 解除の理由 指定理由の消滅 (「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)